

用語集

本文において十分には定義されていない用語を取りまとめました。

用語	解説
親会社	・株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。(会2四、施規3)
会計監査人	<ul style="list-style-type: none"> ・設置は原則任意。定款の定めにより設置できる。 ・大会社・委員会設置会社は、会計監査人を置かなければならない。 ・会社と会計監査人との関係は委任に関する規定に従う。 ・会計監査人は株主総会の普通決議により選任される。 ・会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。 ・任期は1年。定時株主総会で別段の決議がないときは、再任とみなす。(会326、327、328、329、330、337)
会計監査人設置会社	・会計監査人を置く株式会社又は会社法の規定により会計監査人を置かなければならない株式会社をいう。(会2十一)
会社	<ul style="list-style-type: none"> ・本ガイドでは、株式会社(一般)または当該の株式会社をいう。 ・会社法の定義では、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。(会2一)
確認書	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書・四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正であることを(経営者が)確認した旨を記載した書類。 ・有価証券報告書と併せて提出する。(金24の4の2)
関係会社	・当該株式会社の親会社、子会社及び関連会社並びに当該株式会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。(計規2 二十三)
監査報告(書)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法に基づく「監査報告」(「監査報告書」ともいう)は、次のとおり。(会436、施規129、130、計規150、151、154~156) <ul style="list-style-type: none"> 監査役監査報告(監査役個人が作成したもの) 監査役会監査報告(監査役会で作成したもの) 会計監査報告(会計監査人が作成したもの) ・金商法に基づく「監査報告書」は、次のとおりで、いずれも公認会計士・監査法人が作成する。(監査証明府令3、内部統制府令6) <ul style="list-style-type: none"> 監査報告書(財務諸表を監査したもの) 内部統制監査報告書(内部統制報告書を監査したもの) 中間監査報告書(中間財務諸表等を監査したもの) <p>他に、四半期報告書を公認会計士・監査法人がレビューした「四半期レビュー報告書」がある。</p>

監査役会設置会社	・監査役会を置く株式会社又は会社法の規定により監査役会を置かなければならない株式会社をいう。(会2十)
監査役設置会社	・監査役を置く株式会社(その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く)又は会社法の規定により監査役を置かなければならない株式会社をいう。(会2九)
関連会社	・会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等(子会社を除く)をいう。(計規2 十九)
業務執行者	・会社の業務を執行する取締役(=業務執行取締役)、使用人などをいう。(施規2 六)
業務執行取締役	・ 代表取締役、 取締役会の決議によって取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定された取締役、及び 当該株式会社の業務を執行したその他の取締役 をいう。(会2十五、363)
決議の省略	・「書面決議」ともいう。 ・取締役が取締役会の決議の議題について提案をした場合、その提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面等により同意したときは、監査役設置会社において監査役が異議を述べたときを除き、その提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる。(会370)
公開会社	・譲渡制限株式に関する定款の定めを設けていない株式会社をいう。 ・譲渡制限株式とは、株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。 (会2五、十七)
子会社	・会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。(会2三、施規3)
財務書類	・金商法の規定により提出される財務計算に関する書類をいう。 ・財務諸表を含む。(財務諸表規則1)
財務報告	・財務諸表(連結財務諸表を含む)及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示に関する事項に係る外部報告をいう。 (内部統制府令2)

社外取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となったことがないものをいう。(会2十五)
上場会社	<ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者である会社をいう。(金24の4の7)
書面決議	<ul style="list-style-type: none"> ・「決議の省略」のこと。(会370)
大会社	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。 最終事業年度の貸借対照表の資本金の額が5億円以上 最終事業年度の貸借対照表の負債合計の額が200億円以上 (会2六)
代表取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社を代表する取締役をいう。設置は原則任意だが、置かないときは、すべての取締役が会社を代表する。 ・取締役会設置会社では、取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。 ・代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。(会47、349、350、362)
特別取締役	<ul style="list-style-type: none"> ・特別取締役会に出席するために取締役会で選定した取締役。(会373)
特別取締役会	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法では「特別取締役による取締役会」という。 ・取締役会の決議事項のうち、「重要な財産の処分及び譲受け」と「多額の借財」については、予め選定した3人以上の特別取締役のうち、過半数が出席し、その過半数をもって決議することができる。 ・取締役が6人以上であること、かつ、1人以上が社外取締役であること、が要件。(会373)
取締役会設置会社	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会を置く株式会社又は会社法の規定により取締役会を置かなければならない株式会社をいう。(会2条7号)
任務懈怠	<ul style="list-style-type: none"> ・任務を怠ること。懈怠は「かいたい」または「けたい」と読む。
法令	<ul style="list-style-type: none"> ・法律と命令をいう。 ・命令には、政令(内閣によって制定)、内閣府令、省令、規則などを含む。地方公共団体の条例・規則などを含める場合もある。
連結会社	<ul style="list-style-type: none"> ・当該株式会社及びその連結子会社をいう。(計規2 二十二)
連結子会社	<ul style="list-style-type: none"> ・連結の範囲に含まれる子会社をいう。(計規2 二十)